

河合町学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

河合町では、小学校に就学していて、放課後に保護者が就労等の理由で家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的に設置されている放課後児童健全育成事業施設（以下「学童保育所」という。）の運営事業者を選定するため公募型プロポーザル方式によって実施する必要な事項を定める。

1. 業務名

河合町学童保育所運営業務

2. 業務内容

河合町学童保育所運営業務委託仕様書に定めた内容とする。

3. 業務実施場所

	名称	小学校	住所
1	河合第一小学校学童保育所	河合第一小学校	池部 1 丁目 15 番 10 号
2	河合第二小学校学童保育所	河合第二小学校	星和台 2 丁目 7 番地 1

4. 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年 6 ヶ月間。

契約締結日から令和 7 年 10 月 1 日までは開設準備期間とする。なお、当該準備期間関する経費は受託者負担とする。

5. 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年 6 ヶ月間。

地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

6. 見積限度額

総額：92,598,000 円（税込） ※毎年の履行期間見積上限金額（税込）は以下とする。

令和 7 年度（令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）16,620,000 円（税込）、令和 8 年度 37,422,000 円（税込）、令和 9 年度 38,556,000 円（税込）

「様式第 5 号見積書」を提出するにあたり、当該様式中の「2 見積金額（3 年間総額）」の金額が上記の見積限度額を超える金額で提案し、記載した場合は失格とする。

なお、消費税については、消費税法別表第 1 第 7 号ロの社会福祉法第 2 条（定義）に規定する社会福祉事業に該当することから非課税取引となる。

7. 応募資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 1) 子育て支援事業の実績があり、放課後児童健全育成事業に関する業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人であること（社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等）
- 2) 参加申込書提出時点で、奈良県内もしくは隣府県である近畿2府3県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、和歌山県）において、2箇所以上の地方自治体と契約し、放課後児童健全育成事業運営実績を有し、現に運営を継続しているもの。
※法人がグループ会社形態の場合は、同一法人グループでの実績も認める。
- 3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- 5) 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- 6) 企画提案書の提出期限までの間、他の地方公共団体または河合町から指名停止措置または指名回避措置を受けていない者。
- 7) 参加申込書の提出時点でプライバシーマークまたはISMSの認証を受けていること。
- 8) 国税および地方税等の滞納がないこと。
- 9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

8. プロポーザル実施スケジュール（※スケジュールは変更となる場合がある。）

実施内容	期日
公募開始	令和7年5月14日（水）
参加申込書の提出期限	令和7年5月21日（水）
質問受付期限	令和7年5月20日（火）
質問の回答	令和7年5月28日（水）まで随時回答
企画提案書提出期限	令和7年5月28日（水）
プレゼンテーションおよびヒアリング実施	令和7年6月2日（月）（予定）
審査結果通知	令和7年6月9日（月）（予定）
契約締結	令和7年6月中旬（予定）

9. 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル応募申込書（様式第1号）

に別に定める必要書類を添えて提出すること。書類が不足する場合および提出期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加ができないものとする。

1) 公募型プロポーザル応募申込書の提出

(1) 提出期間 令和7年5月14日(水)から5月21日(水)17時(必着)

(2) 提出場所 事務局(河合町子育て健康課)

(3) 提出方法 事務局への郵送または持参

(4) 提出書類

① 公募型プロポーザル応募申込書(様式第1号)

② 企業や団体等の概要および事業実績(様式第2号)

※奈良県内もしくは隣府県である近畿2府3県(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、和歌山県)において、令和7年4月1日現在にて放課後児童健全育成事業を受託運営している証明として契約書等の写し(自治体名、履行期間の記載があれば表紙でも可)を2箇所以上添付すること。

③ 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

④ 履行事項全部証明書(直近3ヶ月以内のもの)※原本に限る

⑤ 国税および地方税の未納がないことの証明書(直近3ヶ月以内のもの)※写し可

⑥ 定款

⑦ 貸借対照表および損益計算書(直近3ヶ年分)

⑧ プライバシーマークまたはISMSの認証を証明する書類(登録証の写し等)

(5) 提出部数 各1部

2) 参加辞退届の提出

公募型プロポーザル応募申込書を提出したのちに応募の辞退をする場合は、速やかに参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

3) 資格審査

上記1)の(4)提出書類に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。審査結果については、随時担当者へメールにて通知を行う。

10. 質問の受付および回答

本業務に関する質疑の受付は、令和7年5月14日(水)から5月20日(火)17時までに様式第6号を用いて事務局あて電子メールにより提出すること。電子メール送信後、受信確認のため事務局へ電話連絡すること。質疑等への回答は、令和7年5月28日(火)までにメールにて回答する。ただし、質問の内容が企画提案書等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは随時町ホームページで公開する。

11. 施設見学

施設見学が必要な場合は、担当課と日時を打合せの上、見学を行うこと。

11. 企画提案書等の提出

1) 提出書類

(1) 公募型プロポーザル提案申請書（様式第4号）

(2) 企画提案書（任意様式）

A4版（縦型・横書き）で片面印刷 ※A3版使用不可

35ページ以内（表紙や目次含む）印刷カラー、フォント、行間自由

文字サイズ12ポイント以上（図表は12ポイント以下でも可）

(3) 見積書（様式第5号）

見積金額の積算にあたる費用分担は、「河合町学童保育所運営業務委託仕様書」別表1費用負担区分のとおりとする。

2) 作成にあたっての注意事項

(1) 作成部数は、正本1部、副本6部とする。

(2) 企画提案書の様式は任意とするが、内容については「11 審査および選定方法 2) 評価基準」で示す「評価項目」および「評価視点」の内容であることがわかるように示すこと。

(3) 企画提案書は「評価項目」および「評価視点」の順で作成すること。

3) 提出方法

(1) 提出期限 令和7年5月28日（水）17時（必着）

(2) 提出場所 事務局（河合町子育て健康課）

(3) 提出方法 事務局への持参のみとする

12. 審査および選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価および業務受託候補者選定は、河合町学童保育所運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記の要領で行う。

1) 企画提案書によるプレゼンテーションおよびヒアリング審査

提出された企画提案書によるプレゼンテーションおよびヒアリングで審査を行う。

(1) プレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑応答10分）の予定で実施。

(2) 参加人数は3名以内とし、企画提案書に基づいた補足説明用のスライド投影は認める（モニター、HDMIケーブルは町で用意する）。

(3) 提出した企画提案書に記載した内容のみの説明とし、記載している内容以外の説明や追加資料の配布は認めない。

(4) プレゼンテーションの実施場所、日程等については別途メールにて通知を行う。

2) 評価基準

No	評価項目	評価視点	配点	項目点
1	運営方針	(1) 事業の理念、基本方針、運営方針	10 点	10 点
2	実施体制	(1) 運営組織体制	10 点	50 点
		(2) 指導員等の確保策、募集方法、雇用形態	20 点	
		(3) 指導員等の福利厚生	10 点	
		(4) 研修の実施方法や手段	10 点	
3	事業内容	(1) 平日や長期休業日の基本的な運営の考え方	10 点	40 点
		(2) 行事やイベント	10 点	
		(3) 学校や地域との連携	10 点	
		(4) 児童への昼食提供	10 点	
4	保護者・児童	(1) 保護者との対応や連絡	20 点	40 点
		(2) その他サービス向上策	20 点	
5	安全管理体制	(1) 児童の事故・怪我防止対応	20 点	50 点
		(2) 防災対策及び災害時の対応	10 点	
		(3) 不審者等の緊急時の対応	10 点	
		(4) 個人情報の取り扱い	10 点	
6	価格	(1) 提案価格 (配点 10 点 × 最低提案見積額 ÷ 提案見積額) ※小数点以下切り捨て	10 点	10 点
合計			200 点	200 点

- 3) 選定委員会は評価項目に基づき企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施後に最終評価を行う。選定委員会は、選定委員による評価点の総得点を基に順位を決定し、業務受託候補者を選定する。
- 4) 提案者が 1 事業者のみの場合であっても、本募集要領および当該業務仕様書に照らし合わせ、選定委員会において、審査や評価を行う。
- 5) 選定結果の通知は、受託者候補を評価に用いて、受託候補者を河合町ホームページ上で公表する。
- 6) 評価や採点の留意事項
 - (1) 出席した各選定委員会の採点結果のうち、最高得点と最低得点を除いた採点結果を合計した点数と平均した点数を基準に選考を行うものとする。
 - (2) 上記 1) の得点最上位が 2 者以上ある場合は、提案額が低い者を選定する。
 - (3) 上記 1) の点数が満点の 5 割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
 - (4) 選定委員会における審査の内容は公表せず異議申立は受け付けないものとする。

13. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1) 参加条件を満たさないとき。
- 2) 参加申し込み提出期限後に書類の提出があったとき。
- 3) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- 4) その他選定委員会が本要領に違反すると認めたとき。

14. 契約の締結

選定委員会で選定された業務受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認および協議の上、業務委託契約を締結する。

15. 個人情報の保護

受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、河合町個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日条例第23号）を遵守しなければならない。

16. その他留意事項

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。

本プロポーザルに提出した提出書類等について、河合町情報公開条例（平成11年3月26日条例第2号）の規定に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合は非開示とする場合がある。

- (2) 提出書類等は返却しない。

- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加提案者の負担とする。

17. 事務局

〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場 福祉部子育て健康課

TEL：0745-57-0200 FAX：0745-58-2010

MAIL：kosodate@town.kawai.nara.jp

担当：辰巳